

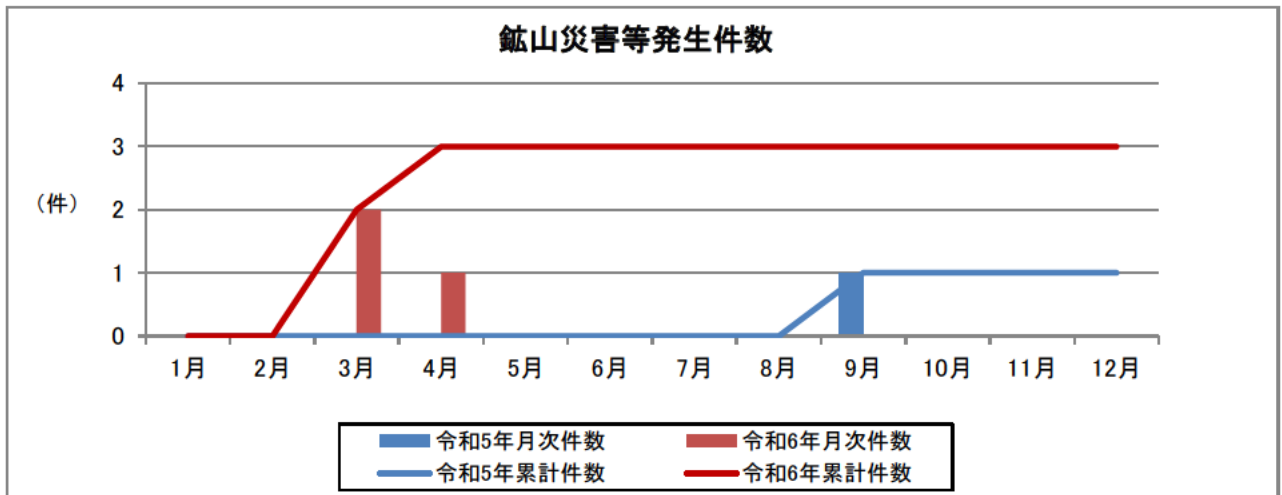
【令和6年】

■管内における事故発生状況(12月速報値)

※数値は事故速報ベースであり、各月のデータ積み上げが年累計と異なる場合があります。

○鉱山保安法関連(災害等)

災害等の種類	令和6年12月分				前月件数	前年同月 件数	令和6年累計				令和5年累計			
	件数	死傷者数					件数	死傷者数			件数	死傷者数		
		死	重	軽				死	重	軽		死	重	軽
火災											1			
取扱中の器材鉱物等のため														
運搬装置のため(車両系鉱山機 械又は自動車のため)														
運搬装置のため(その他)							3		3					
墜落														
転倒														
灼熱溶融物のため														
落下物又は倒壊物														
その他														
合 計	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	1	0	0	0



【発生年月日】 令和6年3月2日

【場所(県名)】 青森県

【事業者区分】 石灰石鉱山

【災害の種類】 運搬装置のため(コンベアのため)

【災害の概要】 凍結防止のため空運転をしていたベルトコンベアのテールプーリに付着した居付きを除去しようと安全柵を外して作業を行ったところ、巻き込まれて罹災した。

【被災の状況】 重傷1名(右橈骨解放骨折、右尺骨開放骨折)

【発生年月日】 令和6年3月27日

【場所(県名)】 岩手県

【事業者区分】 石灰石鉱山

【災害の種類】 運搬装置のため(コンベアのため)

【災害の概要】 スクリューコンベアが過負荷により停止していることを発見し、復旧のため再起動させたが、コンベアが起動しなかったことから確認していたところ、突然コンベアが起動し駆動チェーンに巻き込まれて罹災した。

【被災の状況】 重傷1名(右手薬指第1関節部分欠損)

【発生年月日】 令和6年4月10日

【場所(県名)】 山形県

【事業者区分】 非金属(けい石)鉱山

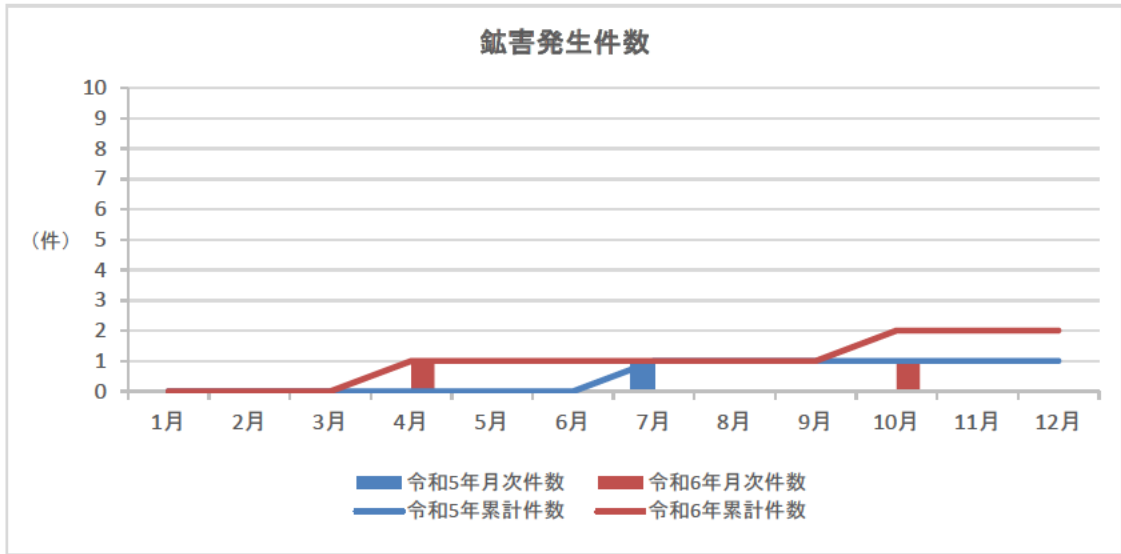
【災害の種類】 運搬装置のため(コンベアのため)

【災害の概要】 罹災者は、ベルトコンベアの電源を切り、テールプーリーに付着した居付きをワイヤーブラシで除去していた。しかし、十分に居付きを除去できなかったため、電源を入れベルトコンベア動かして居付きを取ろうとしたところ、右腕をベルトとテールプーリーの間に巻き込まれ、同時にテールプーリー側面に設置しているベルトガイドに挟まれ罹災した。

【被災の状況】 重傷1名(右上肢挫滅創)

○鉱山保安法関連(鉱害等)

鉱害等の種類	令和6年12月分	前月件数	前年同月 件数	令和6年累計	令和5年累計
坑廃水	0	0	0	2	1
鉱煙					
粉じん					
集積場					
騒音・振動					
その他					
小 計	0	0	0	2	1
その他自然災害に伴う鉱害					
合 計	0	0	0	2	1



【発生年月日】

令和6年4月14日から6月13日(うち、10日間)(災害事実確認日: 令和6年10月2日)

【場所(県名)】

福島県

【事業者区分】

石灰石鉱山(休止鉱山)

【災害の種類】

排水基準超過

【災害の概要】

〈水処理施設の状況〉

当該鉱山は、坑内水が高pH(pH8.6前後)であり、希硫酸による中和処理をしている。希硫酸の添加量は処理原水のpH値に連動し、自動添加される仕組み。中和処理した水は沈澱池を経由し、沢水と合流し公共河川へ放流される。pH計は希硫酸添加前(処理原水)、希硫酸添加後(沈澱池流入前)、沈澱池排出口の3カ所。沈澱池排水口pH値は、2回/月の巡視時に確認・記録(うち1回は採水分析を実施)されていたほか、連続測定結果がSDカードに記録されていた。

〈事故の概要〉

令和6年10月2日、事業者より坑廃水処理に関する相談があり資料を確認したところ、排出基準値を超過した排水が公共河川に排出されていることを確認した。(令和6年4月14日から6月13日の間で10日間)

なお、河川での魚の斃死等の被害情報はない。

災害報告が遅延した原因、排出基準超過となった原因は以下のとおり。

〈報告遅延の原因〉

排水のpH管理値を1回/月の採水結果(計量証明)の値とし、連続測定結果の値の超過は排出基準超過の違反であると認識していなく、災害報告が遅れた。

〈基準超過の原因〉

1. 沈澱池内に自生する藻類の光合成によって溶存二酸化炭素が消費され、これにより沈澱池内のpH値が上昇したこと、沈澱池内のpH値が変動しないとの認識があったため、沈澱池の保守管理がなされていなかった。
2. 希硫酸添加量は原水pH値に連動した仕組みであり、排水pH値に応じて添加量が調整される仕組みではなかった。
3. 連続測定結果(SDカード)の確認は毎日行われていなかった。(排水のpH管理値は1回/月の採水結果という認識)

【発生年月日】

令和6年10月8日7時10分から11日19時(うち、30分程度)

【場所(県名)】

岩手県

【事業者区分】

石灰石鉱山

【災害の種類】

排水基準超過

【災害の概要】

(水処理施設の状況)

当該鉱山は、露天採掘場の場内水を沈砂池に集水し、中和施設にポンプアップして希硫酸による中和処理後、排水ピットを経由し公共河川へ排出している。

(事故の概要)

10月6日に沈砂地の浚渫を実施。(翌10月7日、異常なし)

10月8日、担当者出社後まもなくして、排水のpH異常警報が出て、pH8.9を確認した。

中和施設の希硫酸添加量を調整したが、pH値の不安定な状態が続き、再び基準超過が確認されたことから、原因調査を実施した。

調査の結果、沈砂池の底に穴があり、排水溝を経由して原水が漏れているのを確認した。

直ちに穴を塞ぐ工事を実施し、工事後はpH値の異常はなくなった。

なお、河川での魚の斃死等の被害情報はない。

(基準超過の原因)

沈砂池の浚渫作業をした際、沈砂池の底の排水溝に繋がっている塩ビ管の栓が浚渫の影響で抜け、そこから漏れた原水が中和処理後の排水に流入し、排出基準を超過したものと推定。